

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年6月9日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	加東市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	94-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kato.lg.jp/kakukanogoannai/shiminkyoudoubu/shiminka/number/1454058642007.html

執行機関名 加東市長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	加東市福祉医療費助成に関する条例による高齢期移行者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		加東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1の項 加東市福祉医療費助成に関する条例による高齢期移行者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第1条	加東市福祉医療費助成に関する条例(平成18年条例第107号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等</u> について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医	第1条 この条例は、 <u>高齢期移行者、重度障害者(重度障害児を含む。以下同じ。)、乳幼児等、こども並びに母子家庭、父子家庭及び遺児(以下「母子家庭等」という。)</u> に係る医療費の一部を助成すること(以下「福祉医療費の助成」という。)に関し必要な事項を定め、もって <u>これらの者の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		加東市福祉医療費助成に関する条例(平成18年条例第107号) 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成18年規則第58号)